

沖縄県警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例

発出年月日：昭和47. 5. 15

文書番号：沖縄県条例28

公表範囲：全文

改正 前略…平成14. 7 条例45

(趣旨)

第1条 この条例は、警察法（昭和29年法律第162号）第68条第2項及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第114条の4第4項の規定に基づき、警察官及び交通巡視員（以下「警察官等」という。）に対する被服の支給及び装備品の貸与について必要な事項を定めるものとする。

(支給品の品目、員数及び使用期間)

第2条 警察官等に対して支給する被服（以下「支給品」という。）の品目、員数及び使用期間は、次の表のとおりとする。ただし、特別の理由がある場合は、警察本部長（以下「本部長」という。）は、その員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。

表省略

2 前項の規定にかかわらず、勤務の性質により必要がない者に対しては、冬活動帽子、合活動帽子、夏活動帽子、冬活動服、合活動服、冬活動ネクタイ又は合活動ネクタイを支給しないことができる。

3 警察官等に任命後初めて支給品を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボン又は夏服スカートについては2着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2本とする。

4 本部長は、職務の性質上、私服を着用して特別な勤務に服する警察官に対しては、予算の範囲内で、第1項の規定にかかわらず、冬帽子、合帽子、夏帽子、冬服、合服、夏服、防寒服、雨衣、冬ワイシャツ、合ワイシャツ、冬ネクタイ、合ネクタイ、ベルト、手袋及び長靴の支給に代えて私服用の被服（以下「私服」という。）を支給することができる。

5 前各項に規定するもののほか、私服の品目、員数及び使用期間並びに支給品の使用期間の計算その他支給品の支給に関して必要な事項は、本部長が定める。

(支給品の支給)

第3条 支給品は、現品で支給する。

(貸与品目及び員数)

第4条 警察官等に対して貸与する装備品（以下「貸与品」という。）の品目及び員数は、次のとおりとする。ただし、交通巡視員に対しては、第6号から第9号までに掲げる貸与品は、貸与しないものとする。

- (1) 階級章（交通巡視員にあつては交通巡視員章） 3個
- (2) 識別章 3個
- (3) 警察手帳 1冊
- (4) 警 笛 1個
- (5) 帯 革 1本
- (6) 手 錠 1個
- (7) 警 棒 1本
- (8) けん銃 1丁

(9) けん銃つりひも 1本

2 本部長は、警視以上の階級にある警察官その他勤務の性質により必要がない者に対しては、貸与品の一部を貸与しないことができる。

(特殊の被服及び貸与品)

第5条 土地の状況又は勤務の性質により必要がある場合には、本部長は、予算の範囲内で、第2条に規定する支給品及び前条に規定する貸与品のほか、特殊の被服又は貸与品を支給し、又は貸与することができる。

(支給品及び貸与品の返納)

第6条 警察官等が離職し、又は休職を命ぜられたときは、その者は、使用期間の満了しない支給品及び貸与品を返納しなければならない。ただし、支給品のうち私服については、現品の返納に代え、本部長が定める金額を納付するものとする。

(代品の貸与又は支給)

第7条 警察官等が使用期間の満了しない支給品又は貸与品を滅失し、又は損傷した場合には代品を支給し、又は貸与するものとする。ただし、その滅失又は損傷が本人の故意又は重大な過失による場合には、その者は、その代価として本部長が定める金額を弁償しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関して必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に警察官支給品及び貸与品に関する規則（1969年公安委員会規則第13号）の規定により支給され、又は貸与されている支給品又は貸与品は、この条例の規定により支給され、又は貸与されたものとみなす。ただし、支給品の使用期間については、なお従前の例による。

附 則（平成6.3.31条例14）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6.10.20条例38）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14.7.10条例45）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項第2号の改正規定（同号を同項第3号とする部分を除く。）は、平成14年10月1日から施行する。